

令和4年3月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会



# 令和4年3月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	令和4年3月11日（金） 午後3時30分 開会
場 所	新潟市役所ふるまち庁舎4階 教育会議室1
日 程	<p>第1 会議録署名委員の指名</p> <p>第2 付議事件</p> <p>議案第31号 新潟市教育委員会組織規則の一部改正について……………1</p> <p>議案第32号 新潟市公民館条例施行規則の一部改正について……………1</p> <p>議案第33号 新潟市学校給食センター条例施行規則の 一部改正について……………1</p> <p>議案第34号 新潟市教育委員会事務専決規程の一部改正について…1</p> <p>議案第35号 新潟市教育委員会情報通信技術の活用に関する規程の 一部改正について……………1</p> <p>議案第36号 新潟市立学校等に勤務する会計年度任用職員の 週休日並びに給与及び報酬の特例に関する規則の 制定について……………1</p> <p>議案第37号 教育財産の用途廃止について……………20</p> <p>議案第38号 事務局及び機関の長の人事について……………当日配布</p> <p>第3 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染状況について……………当日配布</li> <li>・令和4年2月議会定例会の議案について……………1</li> </ul> <p>第4 次回日程</p> <p>4月定例会 令和 4年 4月26日（火）午後3時30分</p> <p>第5 閉会</p>



# 付議事件



【令和4年3月定例会】教育委員会規則等の一部改正・制定について

議案番号	規則等名称	改廃区分	制定・改正内容	施行日	所管所属	資料掲載頁
議案第31号	新潟市教育委員会組織規則	一部改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援教育課の新設</li> <li>○特別支援教育課の新設に伴う関連規則の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟市教育財産管理規則の一部改正</li> <li>・新潟市教育支援を要する教育職員に関する規則の一部改正</li> </ul> </li> <li>○高校総体準備室の廃止</li> <li>○建設部及び施設課の組織改正</li> <li>○新潟図書館における視聴覚資料及び機材の貸出事業の廃止 (条例は、令和3年12月議会で可決済み)</li> </ul>	R4.4.1	教育総務課	付議2
議案第32号	新潟市公民館条例施行規則	一部改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>○月潟西公民館の廃止 (条例は、令和3年12月議会で可決済み)</li> </ul>	R4.4.1	中央公民館	付議8
議案第33号	新潟市学校給食センター条例施行規則	一部改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新津第二幼稚園及び小合東幼稚園の閉園による改正 (条例は、令和4年2月議会へ提案)</li> </ul>	R4.4.1	保健給食課	付議10
議案第34号	新潟市教育委員会事務専決規程	一部改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援教育課の新設</li> </ul>	R4.4.1	教育総務課	付議12
議案第35号	新潟市教育委員会情報通信技術の活用に関する規程	一部改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ICT政策課の組織改正</li> </ul>	R4.4.1	教育総務課	付議14
議案第36号	新潟市立学校等に勤務する会計年度任用職員の週休日並びに給与及び報酬の特例に関する規則	制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市立学校又は学校給食センターに勤務する会計年度任用職員の任用期間の通年化に伴い、その週休日並びに給与及び報酬の特例を定めるもの</li> </ul>	R4.4.1	学校人事課 教育職員課	付議16

新潟市教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟市教育委員会組織規則（平成19年新潟市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条学校支援課の項中「高校総体準備室 庶務係」を「庶務係」に改め、同条に次のように加える。

特別支援教育課

第4条施設課の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、同項第10号中「電気設備」を「設備」に改め、同号を同項第9号とし、同項第11号中「衛生設備、空気調和設備等の整備及び改修」を「工事に係る計画、設計及び工事監理」に改め、同号を同項第10号とし、同条学校支援課の項第4号中「及び特別支援教育サポートセンター」を削り、同項第5号及び第6号を削り、同条に次のように加える。

特別支援教育課

(1) 特別支援教育サポートセンターの管理及び連絡調整に関すること。

(2) 特別支援教育に関すること。

第14条の2中第12号を削り、第13号を第12号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(新潟市教育財産管理規則の一部改正)

2 新潟市教育財産管理規則（昭和59年新潟市教育委員会規則第10号）の一部を次の



ように改正する。

第5条の表学校支援課長の項中「及び特別支援教育サポートセンター」を削り、同項の次に次のように加える。

特別教育支援課長	特別支援教育サポートセンター
----------	----------------

(新潟市支援を要する教育職員に関する規則の一部改正)

3 新潟市支援を要する教育職員に関する規則（平成20年新潟市教育委員会規則第8号）

の一部を次のように改正する。

第3条中「学校支援課指導主事」の次に、「特別支援教育課指導主事」を加える。

新潟市教育委員会組織規則(平成19年教育委員会規則第6号)新旧対照表

改正後 (案)	現行	備考
<p>(事務局)に置く課，課に置く室及び係)</p> <p>第3条 事務局に次に掲げる課を，課に次に掲げる室及び係を置く。</p> <p>教育総務課～教育職員課 (略)</p> <p>学校支援課 庶務係</p> <p><u>特別支援教育課</u></p> <p>(課の分掌事務)</p> <p>第4条 前条に規定する課の分掌事務は，おおむね次のとおりとする。</p> <p>教育総務課～学務課 (略)</p> <p>施設課</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 学校施設の建築及び改修に関すること。</p> <p>(9) 学校施設の設備の整備及び改修に関すること。</p> <p>(10) 学校施設の工事に係る計画，設計及び工事監理に関すること。</p> <p>保健給食課～教育職員課 (略)</p> <p>学校支援課</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 教育相談センターの管理及び連絡調整に関すること。</p>	<p>(事務局)に置く課，課に置く室及び係)</p> <p>第3条 事務局に次に掲げる課を，課に次に掲げる室及び係を置く。</p> <p>教育総務課～教育職員課 (略)</p> <p>学校支援課 <u>高校総体準備室 庶務係</u></p> <p>(課の分掌事務)</p> <p>第4条 前条に規定する課の分掌事務は，おおむね次のとおりとする。</p> <p>教育総務課～学務課 (略)</p> <p>施設課</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>学校施設の建築及び改修に係る企画調整に関すること。</u></p> <p>(9) 学校施設の建築及び改修に関すること。</p> <p>(10) 学校施設の電気設備の整備及び改修に関すること。</p> <p>(11) 学校施設の衛生設備，<u>空気調和設備等の整備及び改修に関すること。</u></p> <p>保健給食課～教育職員課 (略)</p> <p>学校支援課</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>教育相談センター及び特別支援教育サポートセンターの管理及び連絡調整に関すること。</u></p> <p>(5) <u>特別支援教育に関すること。</u></p>	

<p><u>特別支援教育課</u></p> <p>(1) <u>特別支援教育サポートセンターの管理及び連絡調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>特別支援教育に関すること。</u></p> <p>第14条の2 中央図書館を除く図書館の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 使用料の徴収に関すること (新津図書館及び西川図書館に限る。)</p>	<p>(6) <u>令和3年度全国高等学校総合体育大会の開催に関すること。</u></p> <p>第14条の2 中央図書館を除く図書館の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>視聴覚教材等の貸出しに関すること (新津図書館に限る。)</u>。</p> <p>(13) <u>使用料の徴収に関すること (新津図書館及び西川図書館に限る。)</u>。</p>
--	--

新潟市教育財産管理規則(昭和59年教育委員会規則第10号)新旧対照表

改正後 (案)	現行	備考										
<p>○新潟市教育財産管理規則 昭和59年3月30日教育委員会規則第10号 (統轄) 第5条 教育財産管理者は、次の表に掲げる区分に従い教育機関等に係る教育財産に関する事務を統轄する。</p> <table border="1" data-bbox="547 1249 908 2000"> <tr> <td data-bbox="547 1823 703 2000">統轄する教育財産管理者</td> <td data-bbox="547 1249 703 1823">教育機関等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 1823 807 2000">学校支援課長</td> <td data-bbox="703 1249 807 1823">教育相談センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="807 1823 908 2000">特別支援教育課長</td> <td data-bbox="807 1249 908 1823">特別支援教育サポートセンター</td> </tr> </table>	統轄する教育財産管理者	教育機関等	学校支援課長	教育相談センター	特別支援教育課長	特別支援教育サポートセンター	<p>○新潟市教育財産管理規則 昭和59年3月30日教育委員会規則第10号 (統轄) 第5条 教育財産管理者は、次の表に掲げる区分に従い教育機関等に係る教育財産に関する事務を統轄する。</p> <table border="1" data-bbox="547 394 807 1144"> <tr> <td data-bbox="547 969 703 1144">統轄する教育財産管理者</td> <td data-bbox="547 394 703 969">教育機関等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 969 807 1144">学校支援課長</td> <td data-bbox="703 394 807 969">教育相談センター及び特別支援教育サポートセンター</td> </tr> </table>	統轄する教育財産管理者	教育機関等	学校支援課長	教育相談センター及び特別支援教育サポートセンター	
統轄する教育財産管理者	教育機関等											
学校支援課長	教育相談センター											
特別支援教育課長	特別支援教育サポートセンター											
統轄する教育財産管理者	教育機関等											
学校支援課長	教育相談センター及び特別支援教育サポートセンター											

新潟市支援を要する教育職員に関する規則(平成20年教育委員会規則第8号)新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>○新潟市支援を要する教育職員に関する規則 平成20年3月26日教育委員会規則第8号 (指導力向上研修の目的) 第3条 指導力向上研修は、学校並びに学校支援課指導主事、<u>特別支援教育課指導主事</u>、総合教育センター指導主事及び学校人事課管理主事（以下「指導主事等」という。）が支援を要する教育職員を支援することにより、指導力、意欲及び自信を回復させることを目的とする。</p>	<p>○新潟市支援を要する教育職員に関する規則 平成20年3月26日教育委員会規則第8号 (指導力向上研修の目的) 第3条 指導力向上研修は、学校並びに学校支援課指導主事、総合教育センター指導主事及び学校人事課管理主事（以下「指導主事等」という。）が支援を要する教育職員を支援することにより、指導力、意欲及び自信を回復させることを目的とする。</p>	

新潟市公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市公民館条例施行規則（平成16年新潟市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2中新潟市月潟西公民館の項を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

新潟市公民館条例施行規則(平成16年教育委員会規則第20号)新旧対照表

改正後(案)		現行			備考
別表第1(第3条関係)					
1 (略)					
2 分館の休館日及び利用時間					
館名	休館日	利用時間			
		月曜日から土曜日まで	日曜日	休日	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
新潟市	休日, 年末年始	午前9時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時30分まで	—	
新潟市	休日, 年末年始	午前9時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時30分まで	—	
新潟市	休日, 年末年始	午前9時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時30分まで	—	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

新潟市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市学校給食センター条例施行規則（平成12年新潟市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表新潟市新津西部学校給食センターの項中「新潟市立新津第二幼稚園」及び「新潟市立小合東幼稚園」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。



新潟市学校給食センター条例施行規則（平成12年教育委員会規則第13号）新旧対照表

改正後（案）		現行		備考
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）		
(略)	給食センター	対象学校等	対象学校等	(略)
		(略)	(略)	
		新潟市新津西部学校給食センター	新潟市新津西部学校給食センター	
		新潟市立新津第一幼稚園	新潟市立新津第一幼稚園	
		新潟市立新津第三幼稚園	<b>新潟市立新津第二幼稚園</b>	
		新潟市立市之瀬幼稚園	新潟市立新津第三幼稚園	
		新潟市立新津第一小学校	新潟市立市之瀬幼稚園	
		新潟市立新津第二小学校	<b>新潟市立小合東幼稚園</b>	
		新潟市立新津第三小学校	新潟市立新津第一小学校	
		新潟市立荻川小学校	新潟市立新津第二小学校	
		新潟市立小合東小学校	新潟市立新津第三小学校	
		新潟市立金津小学校	新潟市立荻川小学校	
		新潟市立新津第一中学校	新潟市立小合東小学校	
新潟市立小合中学校	新潟市立小合小学校			
新潟市立金津中学校	新潟市立金津小学校			
(略)	(略)	新潟市立新津第一中学校	新潟市立小合中学校	(略)
(略)	(略)	新潟市立小合中学校	新潟市立金津中学校	(略)

新潟市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月 日

新潟市教育委員会

教育長

教育長訓令第 号

新潟市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程

新潟市教育委員会事務専決規程（平成19年教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表のうち2の表の学校支援課の表の次に次の1表を加える。

特別支援教育課		
項目	教育次長	課長
特別支援教育指導の計画及び実施をすること。	重要なもの	軽易なもの

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

新潟市教育委員会事務専決規程(平成19年教育長訓令第3号)新旧対照表

改正後(案)	現行	備考																								
<p>○新潟市教育委員会事務専決規程 平成19年4月1日教育長訓令第3号 別表(第3条関係)</p> <p>備考 別表中「○」の記載のあるものは、当該事項について、その相当欄の者が専決権限を有することを示す。</p> <p>1 共通事務に係る専決権限事項表 略 2 個別事務に係る専決権限事項表 教育総務課～教育職員課 略</p> <table border="1" data-bbox="748 1247 959 2000"> <tr> <td>学校支援課</td> <td>項目</td> <td>教育次長</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td colspan="4">学校教育指導の計画及び実施を すること。</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1010 1247 1220 2000"> <tr> <td>特別支援教育課</td> <td>項目</td> <td>教育次長</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td colspan="4">特別支援教育指導の計画及び実施 をすること。</td> </tr> </table>	学校支援課	項目	教育次長	課長	学校教育指導の計画及び実施を すること。				特別支援教育課	項目	教育次長	課長	特別支援教育指導の計画及び実施 をすること。				<p>○新潟市教育委員会事務専決規程 平成19年4月1日教育長訓令第3号 別表(第3条関係)</p> <p>備考 別表中「○」の記載のあるものは、当該事項について、その相当欄の者が専決権限を有することを示す。</p> <p>1 共通事務に係る専決権限事項表 略 2 個別事務に係る専決権限事項表 教育総務課～教育職員課 略</p> <table border="1" data-bbox="748 394 959 1146"> <tr> <td>学校支援課</td> <td>項目</td> <td>教育次長</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td colspan="4">学校教育指導の計画及び実施を すること。</td> </tr> </table> <p>(追加)</p>	学校支援課	項目	教育次長	課長	学校教育指導の計画及び実施を すること。				
学校支援課	項目	教育次長	課長																							
学校教育指導の計画及び実施を すること。																										
特別支援教育課	項目	教育次長	課長																							
特別支援教育指導の計画及び実施 をすること。																										
学校支援課	項目	教育次長	課長																							
学校教育指導の計画及び実施を すること。																										

新潟市教育委員会情報通信技術の活用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月 日

新潟市教育委員会

教育長

教育長訓令第 号

新潟市教育委員会情報通信技術の活用に関する規程の一部を改正する規程

新潟市教育委員会情報通信技術の活用に関する規程（平成31年教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「最高情報統括責任者補佐官（CIO補佐官）」を「最高情報統括責任者補佐（CIO補佐）」に、「ICT政策課長」を「デジタル行政推進課長」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

新潟市教育委員会情報通信技術の活用に関する規程(平成31年教育長訓令第4号)新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>○新潟市教育委員会情報通信技術の活用に関する規程 平成31年3月28日教育長訓令第4号</p> <p>第2条 前条の場合において，新潟市情報通信技術の活用に関する規程中，最高情報統括責任者（CIO）の権限とされている事項は総務部を所管する副市長に，最高情報統括副責任者（副CIO）の権限とされている事項は総務部長に及び<u>最高情報統括責任者補佐（CIO補佐）</u>の権限とされている事項は総務部デジタル行政推進課長に委任する。また，部の長は教育次長，課の長は新潟市教育委員会事務専決規程（平成19年新潟市教育長訓令第3号）に規定する課等の長とする。</p>	<p>○新潟市教育委員会情報通信技術の活用に関する規程 平成31年3月28日教育長訓令第4号</p> <p>第2条 前条の場合において，新潟市情報通信技術の活用に関する規程中，最高情報統括責任者（CIO）の権限とされている事項は総務部を所管する副市長に，最高情報統括副責任者（副CIO）の権限とされている事項は総務部長に及び最高情報統括責任者補佐<u>（CIO補佐官）</u>の権限とされている事項は総務部ICT政策課長に委任する。また，部の長は教育次長，課の長は新潟市教育委員会事務専決規程（平成19年新潟市教育長訓令第3号）に規定する課等の長とする。</p>	

新潟市立学校等に勤務する会計年度任用職員の週休日並びに給与及び報酬の特例に関する規則をここに公布する。

令和4年3月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市立学校等に勤務する会計年度任用職員の週休日並びに給与及び報酬の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年新潟市規則第42号）第20条及び新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年新潟市条例第32号。以下「条例」という。）第25条の規定に基づき、新潟市立の学校（幼稚園を含む。）又は学校給食センター（以下「市立学校等」という。）に勤務する会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいい、その業務の状況を勘案して教育委員会が別に定める職の職員を除く。以下同じ。）の週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）並びに給与及び報酬の特例を定めるものとする。

(休業日の期間における週休日の特例)

第2条 市立学校等に勤務する会計年度任用職員に係る休業日（新潟市立学校管理運営に関する規則（昭和33年新潟市教育委員会規則第1号）第7条第1項第1号から第4号までに掲げる休業日をいう。以下同じ。）については、その期間の全部を週休日とする。

(休業日の期間の属する月の俸給及び基本報酬の特例)

第3条 市立学校等に勤務する会計年度任用職員のうち、条例第2条第2号に規定するフルタイム会計年度任用職員（以下「市立学校等フルタイム会計年度任用職員」という。）に係る休業日の期間の属する月の俸給については、条例第3条第1項から第4項までの

規定により支給されることとなる俸給の額に、当該月における前条の規定を適用しないとしたならば勤務時間が割り振られることとなる日の数（以下「特例適用前勤務日数」という。）から当該月における同条の規定により週休日とされた日の数を差し引いた数（以下「特例適用後勤務日数」という。）を当該月における特例適用前勤務日数で除して得た数を乗じて得た額を支給するものとする。

2 市立学校等に勤務する会計年度任用職員のうち、条例第2条第1号に規定するパートタイム会計年度任用職員（以下「市立学校等パートタイム会計年度任用職員」という。）に係る休業日の期間の属する月の基本報酬（条例第3条第5項に規定する基本報酬をいう。以下同じ。）については、同項の規定により支給されることとなる基本報酬の額に、当該月における特例適用後勤務日数を当該月における特例適用前勤務日数で除して得た数を乗じて得た額を支給するものとする。

3 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

4 条例第4条第3項の規定により、前3項の規定により算定した俸給又は基本報酬の額を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときには、その俸給又は基本報酬の額は、当該月における特例適用後勤務日数を基礎として、日割によって計算する。

（休業日の期間の属する月の初任給調整手当等の特例）

第4条 市立学校等に勤務する会計年度任用職員に係る休業日の期間の属する月の初任給調整手当及び初任給調整手当に相当する報酬については、条例附則第4項第2号の規定により支給されることとなる初任給調整手当又は初任給調整手当に相当する報酬の額に、当該月における特例適用後勤務日数を当該月における特例適用前勤務日数で除して得た数を乗じて得た額を支給するものとする。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

3 前条第4項の規定は、前2項の規定により算定した初任給調整手当又は初任給調整手当に相当する報酬の額を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときについて準用する。

(休業日の期間の属する月の地域手当等の特例)

第5条 市立学校等フルタイム会計年度任用職員に係る休業日の期間の属する月の地域手当については、条例第8条第1項において準用する新潟市給与条例（昭和32年新潟市条例第60号。以下「給与条例」という。）第14条の3の規定により支給されることとなる地域手当の額に、当該月における特例適用後勤務日数を当該月における特例適用前勤務日数で除して得た数を乗じて得た額を支給するものとする。

2 市立学校等パートタイム会計年度任用職員に係る休業日の期間の属する月の地域手当に相当する報酬については、条例第8条第2項の規定により支給されることとなる地域手当に相当する報酬の額に、当該月における特例適用後勤務日数を当該月における特例適用前勤務日数で除して得た数を乗じて得た額を支給するものとする。

3 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

4 第3条第4項の規定は、前3項の規定により算定した地域手当又は地域手当に相当する報酬の額を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときについて準用する。

(特例の適用関係)

第6条 条例第15条第1項において準用する給与条例第20条の規定並びに条例第15条第2項及び第16条第3項の規定の適用に当たっては、第3条第1項から第3項まで、第4条第1項及び第2項並びに前条第1項から第3項までの規定の適用を受けたことは、考慮しないものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会



が別に定める。

附 則

この規則は，令和4年4月1日から施行する。

### 教育財産の用途廃止について

教育財産の用途廃止について、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和 4 年 3 月 11 日提出

新潟市教育委員会

教育長 井崎 規之

### 教育財産の用途廃止について

#### 1 概要

新潟市立幼稚園再編実施計画に基づき、新津第二幼稚園及び小合東幼稚園は令和 4 年 3 月 31 日で閉園となることから、令和 4 年 4 月 1 日付けで建物を用途廃止する。

#### 2 用途廃止する教育財産

○新津第二幼稚園：新潟市秋葉区新町 2 丁目 179-1

ア. 建物 延床面積 1,064.13 m<sup>2</sup> (園舎：鉄筋コンクリート造 2 階建て)  
(渡り廊下：木造平屋建て)

評価額 54,287,000 円

○小合東幼稚園：新潟市秋葉区栗宮 41 番地 1

ア. 土地 面積 1,962.78 m<sup>2</sup>

評価額 13,543,000 円 (6,900 円/m<sup>2</sup>)

イ. 建物 延床面積 636.60 m<sup>2</sup> (園舎：鉄筋コンクリート造 2 階建て)

評価額 52,676,000 円

#### 3. その他

(新津第二幼稚園)

- ・新津第二小学校用地に園舎が建設されていることから土地にかかる用途廃止は不要
- ・用途廃止後の利活用については未定。

(小合東幼稚園)

- ・用途廃止後の土地・建物の利活用については
- ・秋葉区において児童福祉をテーマにした公募売却を検討中。

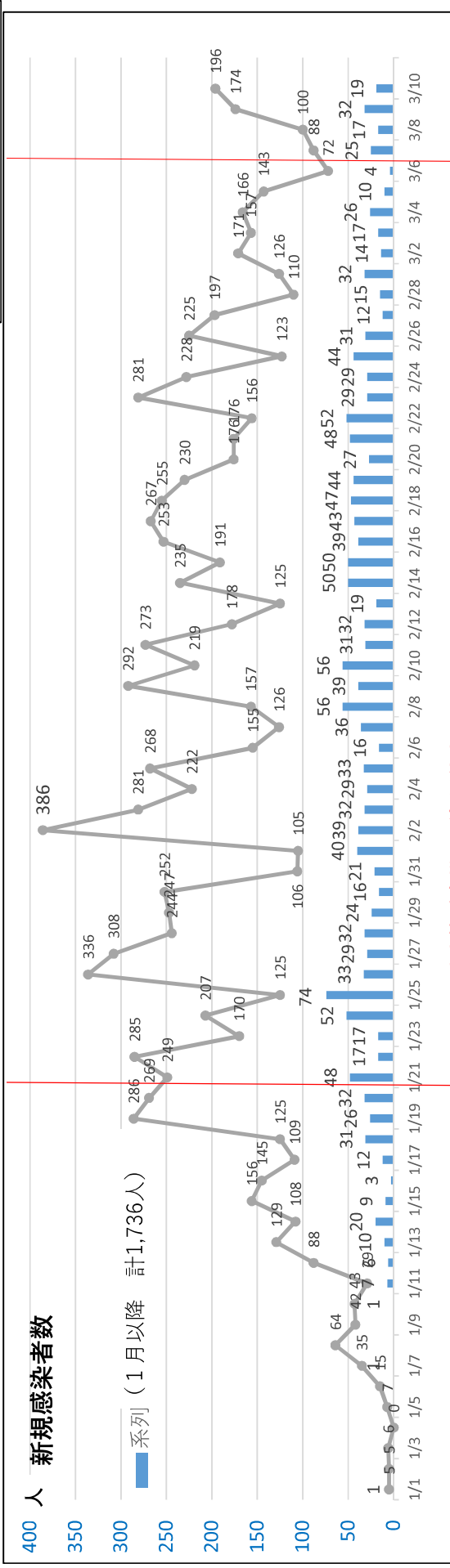
# 報 告



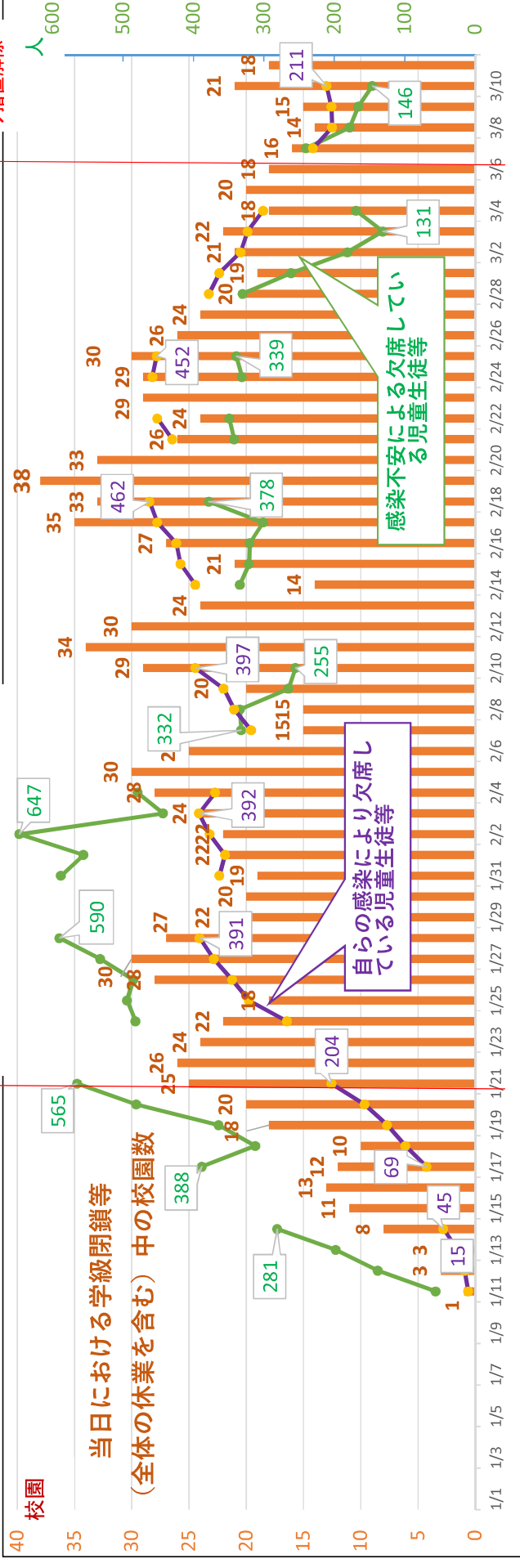
# 市立学校園における感染者及び学級閉鎖等の状況（令和4年1月以降）

令和4年3月11日

教育委員会定例会 保健給食課



→措置解除



→ まん延防止等重点措置／部活休止

感染不安による欠席している児童生徒等

自らの感染により欠席している児童生徒等

## 令和3年度新潟市一般会計補正予算について

### 学校人事課・学校支援課

#### 1 幼稚園における会計年度任用職員の処遇改善事業

##### (1) 事業概要

国は、幼稚園など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入引き上げの方針を示し、保育士や幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入の3%程度を引き上げるための措置を令和4年2月から実施する。

この措置を受け、幼児教育等に従事する会計年度任用職員の処遇改善として手当を支給するための予算を増額補正する。

##### (2) 一般会計予算補正額

**歳出の部** **105千円**

会計年度任用職員人件費

**歳入の部** **105千円**

保育士等処遇改善臨時特例交付金

##### (3) スケジュール

R4. 2月 新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正

R4. 4月～ 手当支給開始（2月および3月分手当については遡及して支給）